○財務省令第九十四号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）の施行に伴い、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第一条　税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「又は国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項」を「、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第五条第三項」に改める。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四〇号の次に次の二号を加える。

四〇の二	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）	第三条第一項第一号ロ 第三条第二項第二号
四〇の三		

附　則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の施行の日から施行する。

○財務省令第九十五号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）を実施するため、同法第五条第三項に規定する検査身分証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第一項の規定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第五条第一項の規定により財務大臣の権限を税関長に委任する場合を除く。）の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書は、別紙様式による。

附　則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の施行の日から施行する。

別紙様式

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

官　職＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第5条第1項の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

＿＿年＿＿月＿＿日

財務省関税局長　　印

裏　面

1．本証は検査の際に必ず携帯すること。

2．本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

3．本証を紛失し、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

4．官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

5．検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

写　真

印

又　は

刻印

（備考）　用紙は、日本工業規格Ｂ８、64×91mmとする。